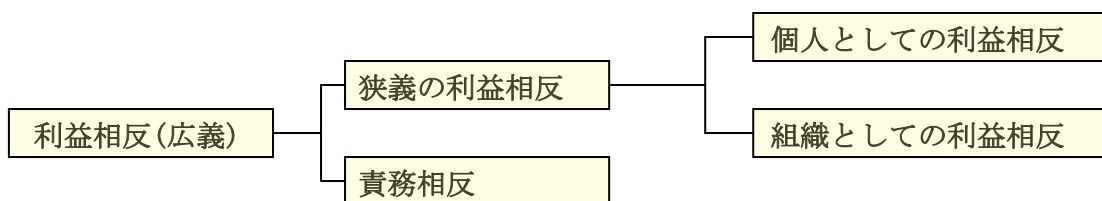


## 【利益相反に関する Q&A】

### Q 1. 利益相反とはなんですか？

本学及び職員等（役員及び職員をいう。以下同じ。）が企業等との関係で有する利益又は責任と、教育研究に関する本学及び職員等としての責任が相反する状況をいいます。

本学においては、マネジメントの対象とする利益相反を次のとおり整理しています。



		定 義		
利益相反・狭義	利益相反	職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、報酬、未公開株式等をいう。）と、教育・研究という大学における責任が相反している状況をいう。	の個人利益と相反して	職員等個人が得る利益と職員等個人の大学における責任とが相反している状況をいう。
			の組織利益と相反して	本学が得る利益と本学の社会的責任が相反している状況をいう。
利益相反・広義	責務相反	職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況をいう。		

## Q 2. なぜ利益相反マネージメントを実施するのですか？

産学連携をはじめとした社会活動を行う場合、大学の職員等は学外の企業や団体と経済的利害関係を持ち、活動に対する報酬などの利益を得ることになります。これらの活動は、企業や団体の利益の向上を通じて、社会の利益に貢献するものであり、その成果の一部を対価として得ることに何ら問題は生じません。しかし、これらの活動により生み出される公共の利益よりも、関係する職員等の利益を優先させ、その結果として、当該職員等の活動が本来の責務である教育・研究の実施、さらには大学の中立性や信頼性に悪影響を与えた場合、利益相反による弊害が生じたとして、社会的な指摘を受けかねません。このような利益相反行為によって産学連携が停滞することなく職員等が安心してこれに取り組むことができるよう、本学では利益相反マネージメントを実施します。

## Q 3. 利益相反マネージメントの対象者は誰ですか？

利益相反マネージメントの対象者は、本学の職員等（役員（非常勤を除く。）及び職員）です。なお、本学の職員等が企業等と産学官連携活動を実施する場合は、事前に定期自己申告書により自己申告としての開示をお願いいたします。

## Q 4. 利益相反マネージメントの対象者となるのはどのような場合ですか？

利益相反マネージメントは、職員等が、特定の企業、国又は行政機関、その他の団体（以下「企業等」という。）と産学官連携活動等を行う場合であって、かつ、以下に掲げる行為を行う場合を対象として行います。

- (1) 企業等から一定額以上の金銭若しくは便宜の提供又は株式等経済的利益を得る場合
- (2) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (3) 本学の学生を企業等に従事させる場合

## Q 5. 利益相反マネージメントに協力することに、どのようなメリットがありますか？

産学官連携活動を行う場合、利益相反の状況は不可避免的に発生します。よって、利益相反マネージメントは利益相反を防止することが主眼ではなく、大学と職員等が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、大学と職員等を保護しつつ、大学の社会的信頼を維持することを目的としています。

利益相反マネージメントにご協力いただき、産学官連携活動による利益相反の状況を自己申告書等で開示していただいた場合で、利益相反マネージメント委員会が許容し得ると判断した事例に関係する職員等に対しては、大学が外部からの追求等から守ります。

## Q 6. 利益相反と法令違反とはどのような相違点があるのですか？

「利益相反」は「法令違反」とは異なった概念です。法令上の規制に対する違反行為については、法令で定められた一定の制裁・責任（刑事罰・行政罰・民事上の損害賠償責任等）が課せられ、かつ、公権力（司法や行政）による強制力を伴っています。

それに対して、利益相反は法令上は規制されていない行為を行っているにもかかわらず、周囲の状況によって、社会から「大学における責任が十分に課せられていないのではないか」と疑われる可能性がある状況です。このような「状況」は、法令上直ちに問題とはなりません、公共的性格を有する大学が社会的信頼を得つつ発展するために、誠実かつ適切な対応が要求されるという性質の概念です。

## Q 7. 利益相反マネージメントはどのような手順で進められるのですか？

利益相反マネージメントの手順は概ね以下の手順により行うこととなります。

### 【定期的な利益相反マネージメント】

- (1) 企業等との産学官連携活動等（共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入、学術指導、物品購入、技術移転、兼業等）に携わる職員等は、年1回、定められた期間中に、自己の定期申告として、利益相反定期自己申告書に必要な事項を記載し、事務担当窓口へ提出します。
- (2) 利益相反マネージメント委員会での内容審議
- (3) 審議の結果、①～

#### ①利益相反状況をより良いものとするための措置

- a) 利益相反マネージメント委員会から対象者へ委員会が決定した内容（承認、修正要求、承認することが適当でない）について通知をします。
- b) また、利益相反状況に関し、より良いものとするための措置を行います。
- c) 通知内容に異議がある場合は、委員会に対し、再審議の要求を行います。
- d) 対象者は、必要に応じて、利益相反アドバイザーへ質問又は相談し、必要な助言等を申し出ることができます。

#### ②特段問題がない場合

利益相反マネージメント委員会からその旨を通知します。

## 【随時実施可能な利益相反マネジメント】

### (1) 利益相反アドバイザーへの相談

利益相反アドバイザーへの個別相談については随時実施可能です。アドバイザーへの質問や相談に関する手続きは、事務担当窓口にご連絡ください。

### (2) 自己申告書の提出

- ① 定期自己申告書提出後、産学連携活動期間中に新しく利益相反状況が発生した場合に、定期自己申告書の修正更新として、新たな申告内容を記載し、事務担当窓口にご提出ください。
- ② これまで、産学官連携活動の予定がなく、定期自己申告書を提出する必要がなかった場合で、新たに産学官連携活動を実施される予定がある職員等の方も自己申告書を事務担当窓口にご提出ください。

## Q 8. 利益相反の状況が心配になった場合、事前相談はできますか？

利益相反の状況で心配になった場合には、随時、利益相反マネジメント委員会の利益相反アドバイザーに相談することができます。事務担当窓口事前に申し込みが必要となりますので、[利益相反相談シート](#)に記載の上、事務担当窓口へご提出ください。申し込みの手続きに関しては、利益相反アドバイザーへの相談

<http://www.tmd-research.jp/wp-content/uploads/2010/04/10.pdf>

をご参照ください。

## Q 9. 利益相反マネジメントと兼業申請とはどのような関係になるのですか？

職員等の兼業（役員兼業・一般兼業）については、兼業の許可に係る申請・審査は、従前のおり利益相反の申告とは別に、所属の関連兼業審査機関へ申請し、その審査を受ける必要があります。

利益相反マネジメントは既に関連規則や大学により認められている兼業に関する許可に影響を与えるものではありません。しかし、兼業が認められている職員等が新たに兼業先の株式や新株予約権を取得する場合やロイヤリティなどの収入を得る場合、あるいは兼業先の企業等と共同研究・受託研究を行う場合等において、利益相反マネジメントが必要な場合があります。

このように、兼業申請の手続きを行っている場合においても、利益相反マネジメントにおける自己申告書の提出等の対象となることをご理解ください。

#### Q10. 自己申告書は提出しなければならないのですか？

自己申告書を提出しなかったとしても、そのこと自体での罰則はありません。利益相反は法令違反とは異なる概念です。しかし、外部から利益相反の疑いを持たれた場合で、対象者が自己申告書を提出しなかった場合には、大学として対象者を保護することはできないことを十分にご理解ください。

#### Q11. 自分だけではなく、家族の利益等についても報告しなければならないのは何故ですか？

職員等の配偶者や生計を一にする扶養親族は、職員等と経済的にも密接な関係があると外部から見られる可能性があります。したがって、職員等が産学官連携活動を行っている相手先から、配偶者や生計を一にする扶養親族が経済的利益を享受したものとみなされるケースを想定して、自己申告書上で開示していただくこととなります。

#### Q12. 利益相反に関する情報のうち、自己申告や相談内容などの個人情報や秘密として取り扱われるのでしょうか？また、情報公開法により請求があった場合、プライバシーはどの程度守られますか？

本学が職員等に求める情報については、必要最小限の範囲に限定する方針のもと、自己申告書や相談内容で報告された個人情報については秘密情報として万全を期します。

利益相反に関する取り組みが、大学への社会の信頼を維持することを目的としている観点から、個別事例が社会的に問題となった場合には、公表可能な範囲を必要に応じて開示する可能性があります。これは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」等により、法人文書の開示請求があった場合は開示しなければならないこととなります。ただし、特定個人を識別する記述等については、個人の権利利益が害されるおそれがあるため非開示情報となります。利益相反マネジメントでは、情報の開示を大学組織内で積極的に行うことにより透明性が確保されますが、大学の組織外へ全ての情報を開示しなければならない訳ではありません。

#### Q13. 臨床研究に関する利益相反はどのようになっていますか？

臨床研究に係る利益相反マネジメントは重要なテーマであり、被験者の生命の安全を十分に考慮するなど、通常の利益相反マネジメントよりもさらに慎重な判断が要求されます。

本学では利益相反マネジメント規則に基づき、各学部、各研究所に臨床研究に係る利益相反マネジメントを行う臨床研究利益相反委員会がそれぞれ置かれています。その中で産学連携活動を実施する職員等と同様に臨床研究に携わる職員等の利益相反マネジメントを実施していくこととなっております。

#### Q14. 自己申告書の管理や廃棄はどのように行われるのですか？

個人情報を多く含む自己申告書の管理については、取り扱う事務部において、鍵のかかる保管庫等において保管・管理します。また、自己申告書を廃棄等処理する場合においても、情報が漏えいすることのないよう廃棄処分（シュレッダーなど）をします。

(H21. 6. 25 説明会時質問事項)

#### Q15. 研究代表者のほか、研究分担者も申告の対象となるのですか？

産学官連携活動を実施する場合は、研究分担者であっても本学の職員等であれば、自己申告書の提出が必要となります。また、企業等との関係において、経済的利害関係が生じている場合には、さらに詳細な情報を開示していただくこととなります。

他機関の研究において、研究分担者となる場合においても、同様に自己申告書の提出が必要となります。この場合は、研究代表者からも所属機関において審査を受ける旨連絡が入りますので、手続きが必要です。(H21. 6. 25 説明会時質問事項)

※なお、説明会における質問に対する回答では、研究分担者は対象とならないような回答をしておりますので、対象となりますので、修正させていただきます。

#### Q16. 厚生労働科学研究費補助金の交付を受ける場合は、自己申告書の提出が必要となるのでしょうか？

本学では、平成22年度から厚生労働科学研究費補助金の交付を受ける研究代表者及び研究分担者の方々については、補助金の交付金額にかかわらず、利益相反マネジメント委員会及び各部署の臨床研究利益相反委員会（当該研究が臨床研究に該当する場合）に対し、利益相反自己申告書の提出が義務付けられました。これは、厚生労働省の指針に基づく交付要件により、科学研究費補助金の交付を受ける際に、本学が利益相反のマネジメントを実施していることが必須となっていることから本学の運用規則の中でも厚生労働科学研究費補助金の交付を受ける研究代表者及び研究分担者には、実施している産学官連携活動で申告の対象となる活動のほか、厚生労働科学研究費補助金の交付を受けることについても自己申告書の提出の対象として定めています。

また、本学の職員が研究代表者として交付を受ける科学研究費補助金の研究分担者で、外部の機関に属する研究分担者において、当該研究分担者の所属する機関に利益相反委員会が設置されていない場合には、本学の申し合わせ事項（利益相反マネジメント委員会等に対する審査等依頼の取扱いに関する申し合わせ事項）により、当該所属機関長より本学においての審査を委託される場合は、本学の委員会において審査等を行うことが可能です。